

「建築物の意匠」に係る意匠審査基準の改訂について（案）

1. 建築物に係る令和元年の意匠法改正

（1）改正概要

現行意匠法上、意匠権の対象となる「意匠」とは、「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（第 2 条第 1 項）と規定されている。「物品」は、有体物である動産を意味し、不動産である「建築物」については、意匠法による保護を受けることができなかった。

令和元年 5 月の意匠法改正により、第 2 条第 1 項が改正され、「建築物」についても意匠法の保護対象となった。また、「物品」と同様、「建築物」についても、その部分に独創的な趣向を凝らすことが多いため、建築物の部分についても意匠登録を受けることができることとした。

加えて、第 2 条第 2 項（実施）、第 5 条（意匠登録を受けることができない意匠）、第 6 条（意匠登録出願）、第 8 条（組物の意匠）の規定にも「建築物」が追加された。

参考 1 意匠法第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条 新旧条文対照表

改正後	改正前
（定義等） 第二条 この法律で「意匠」とは、<u>物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。</u> 2 この法律で意匠について「実施」とは、次	（定義等） 第二条 この法律で「意匠」とは、物品（<u>物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。</u> 2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。 3 この法律で意匠について「実施」とは、意

に掲げる行為をいう。 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為 二 <u>意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為</u> 三 意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二条第四項に規定するプログラム等をいう。以下同じ。）を含む。以下この号において同じ。）について行う次のいずれかに該当する行為 イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為 ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為 3 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。	匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。 4 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。
（意匠登録を受けることができない意匠） 第五条 次に掲げる意匠については、第三条〔意匠登録の要件〕の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠 二 <u>他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠</u> 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとつて不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとつて不可欠な表示のみからなる意匠	（意匠登録を受けることができない意匠） 第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

(意匠登録出願) 第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所 三 意匠に係る物品又は<u>意匠に係る建築物若しくは画像の用途</u> 2 経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。 この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。 3 <u>第一項第三号の意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物の用途の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。</u> 4 <u>意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像がその物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等、建築物の形状等又は画像について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品、建築物又は画像の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。</u> 5 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付する	(意匠登録出願) 第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所 三 意匠に係る物品 2 経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。 3 第一項第三号の意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。 4 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。 5 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色については、
---	---

ときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。 6 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。 7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品、<u>建築物</u>又は画像の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。	彩色を省略することができる。 6 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。 7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。
(組物の意匠) 第八条 同時に使用される二以上の物品、<u>建築物</u>又は<u>画像</u>であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、<u>建築物</u>又は<u>画像</u>に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。	(組物の意匠) 第八条 同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

(2) 背景

昨今、モノのデザインのみならず、空間のデザインを重視する観点から、企業が店舗の外観に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増えている。

近年のマーケティングの結果を見ても、我が国の経済発展、情報化社会の進展等により、消費者の購買行動が、提供される商品又は役務自体ばかりでなく、その提供される企業イメージ、提供される環境にも大きく影響されることが明らかになっており、ブランド価値の創出において、店舗等の建築物のデザインの巧拙は、企業収益の獲得にとって不可欠な要素となっている。

また、住宅の販売においても、消費者の住居に対する美的意識の向上等に伴い、その形状、色彩等のデザインを訴求する形で販売活動を行う不動産販売会社も多くなってきている。

こうした店舗、家屋等の建築物のデザインについては、自社で当該企業や提供する商品又は役務についてのブランドに係るコンセプトを決めた後に外部デザイナーを招聘する等の多額の投資を行ったうえで設計しており、これが容易に模倣されるようであれば、企業競争力の源泉たるデザイン投資の収縮を招くこととなる。

こうした状況に鑑み、令和元年の意匠法改正において、従来の「物品」に加えて、「建築物」が新たに意匠法の保護対象となった。

（３）改正法の施行時期について

公布の日（令和元年 5 月 17 日）から起算して、1 年を超えない範囲内において政令で定める日

2. 建築物の意匠について意匠審査基準を整備すべき事項【審議事項】

上記のとおり、意匠法が改正されたことから、改正意匠法の内容に則して、以下の各点について、意匠審査基準上に明記してはどうか。

（１）意匠法上の「建築物」

意匠の定義に「建築物」が追加されたことから、法目的を「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与する」こととする意匠法において、具体的にどのようなものが意匠登録の対象となるのかについて、意匠審査基準上に明記すべきではないか。

具体的には、以下の改訂意匠審査基準案のように記載してはどうか。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 3.1 意匠法における建築物に該当するための要件」の欄の記載案

建築物の意匠として出願されたものが、意匠法上の建築物の意匠を構成するためには、以下の（１）及び（２）のいずれの要件も満たすものでなければならない。

- （１） 土地の定着物であること
- （２） 人工構造物であること。土木構造物を含む。

（２）一意匠一出願の要件に係る考え方

意匠登録出願は、意匠ごとに出願しなければならないとされている。令和元年意匠法改正により、複数意匠一括出願が可能となったが、これにより複数の意匠を一つの手続きにより出願する場合も、意匠ごとに出願すること、との要件は法改正後も変わりなく維持される。

そこで、「建築物の意匠」の保護にあたり、一つの意匠として出願することができる建築物の範囲について検討し、当該判断指針を意匠審査基準上に、明記してはどうか。

その際、現行意匠審査基準における、一意匠の考え方を基礎としつつ、建築物の性質を考慮した内容とすべきではないか。

具体的には、以下の改訂意匠審査基準案のように記載してはどうか。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方」の欄の記載案

審査官は、意匠登録出願が、例えば二以上の建築物の用途、画像の用途又は物品を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものである場合、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

ただし、審査官は、複数の用途を有する建築物であり、意匠に係る物品の欄に、例えば「複合建築物」と記載され、具体的な用途が「意匠に係る物品の説明」の欄に複数記載されたものについては、意匠ごとにされた意匠登録出願と判断する。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 4.2 図面等の記載における一意匠の考え方」の欄の記載案

審査官は、意匠登録出願の願書に添付された図面等において、出願された建築物が複数の構成物により表されている場合、以下のとおり、意匠登録出願に係る意匠が一の建築物に係るものである否かの判断を行う。

- (1) 審査官は、図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の建築物であると判断する。

例：橋桁が中央で開閉する可動橋

- (2) 審査官は、一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合は、一の建築物であると判断する。

① 近接して建設することを考慮して形態上の関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされている場合

② 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合

例：学校の校舎と体育館、複数の棟からなる商業用建築物

- (3) 審査官は、一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には、二以上の建築物と判断する。

例：住宅と電波塔、橋梁と灯台

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 4.3 建築物に継続的に固定して使用し、任意に動かさないものが表されている場合の一意匠の考え方」の欄の記載案

審査官は、社会通念上、建築物の内部又は外部に継続的に固定して使用し、任意に動かさないものについては、建築物の一部を構成するものとして取り扱う。

＜建築物の一部を構成するものとして取り扱うものの例＞

① 建築物の構造体の仕上げ材等

例：瓦、壁紙、タイル、フローリング、床に張り込んで用いるカーペット、畳など

② 建具、固定された什器等

例：扉、窓、作り付けの間仕切り壁、天井つり下げ等、天井埋め込み灯、ブラインド、映画館の座席

③ 屋外の固定された付随物

例：ウッドデッキ、ペデストリアンデッキ、門柱、敷設ブロック

ただし、上記に該当するものであっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、明らかに固定されていないと判断する場合は、二以上の物品等が表されているものと判断する。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 4.4 建築物に一時的に配置するもので、任意に動かすことができるものが表されている場合の一意匠の考え方」の欄の記載案

審査官は、建築物の意匠として出願されたものの一部に、社会通念上、一時的に配置するもので、任意に動かし、配置を変更することができるものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。

このような出願については、審査官は、一の建築物に係る出願ではないと判断する。

＜建築物の一部を構成しないものとして取り扱うものの例＞

例：住宅のテーブル、オフィスの椅子、ホテルのベッド、洗濯機、冷蔵庫、ラグ、置き畳、植木鉢、ゴミ箱

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 4.5 建築物に意匠法上の意匠に該当しないものが表されている場合の一意匠の考え方」の欄の記載案

審査官は、建築物の意匠として出願されたものの一部に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。

このような出願については、審査官は、一の建築物の意匠に係る出願ではないと判断する。

＜建築物の意匠を構成しないものとして取り扱うものの例＞

例：犬、猫、自然の岩、石、樹木、草

ただし、審査官は、自然物であっても、建築物に付随するものであって、建築物自体に固定し、建築物の内外の壁面や屋根等を装飾する素材として使用した保形性のあるものについては、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 4.6 建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方」の欄の記載案

審査官は、建築物に固定した画像表示器等の表示部に画像が表示されている場合は、建築物の附属物と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。

＜建築物の意匠を構成するものとして取り扱うものの例＞

例：建築物の外壁に固定した画像表示器の表示部に表示された時刻表示用画像
 建築物に固定したプロジェクターによって建築物の内外壁等に投影された画像も同様に、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。この場合、プロジェクター自体が外観に現れない場合は必ずしもその位置等が開示されていなくてもよい。

他方、審査官は、建築物に固定せず単に配置したにすぎない画像表示器等に表示された画像や、建築物（附属物がある場合は、附属物を含めた建築物）の外方から投影された画像であると判断する場合は、建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。よって、建築物の意匠として出願されたものが、これに該当するものを含んでいる場合は、一の建築物の意匠に該当しないと判断する。

ただし、組物の意匠として出願され、組物の意匠の登録要件を満たすものである場合は、この限りではない。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 4.7 建築物に照明器具を点灯させることによって生じる模様が表されている場合の一意匠の考え方」の欄の記載案

審査官は、建築物に固定した照明器具を点灯させることによって建築物の内外壁等に模様が表されている場合は、建築物自体の模様と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。この場合、光源自体が外観に現れない場合は必ずしもその位置等が開示されていなくても良い。

他方、審査官は、建築物に固定せず単に配置したにすぎない照明器具を点灯させることによって表された模様や、建築物（附属物がある場合は、附属物を含めた建築物）の外方の照明器具を点灯させることによって表された模様であると判断する場合は、建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。よって、建築物の意匠として出願されたものが、これに該当するものを含んでいる場合は、一の建築物の意匠に該当しないと判断する。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 4.8 形状、模様又は色彩が変化する建築物の一意匠の考え方」の欄の記載案

審査官は、一の用途及び機能に基づいて、形状、模様又は色彩が変化する建築物については、当該変化の前後の形状、模様若しくは色彩又はそれらの結合を含め、一の建築物として取り扱う。

＜変化の前後の形状、模様若しくは色彩又はそれらの結合を含めて一の建築物として取り扱うものの例＞

例 1：屋根が開閉する競技場

例 2：建築物に固定した画像表示器等に表示された画像が変化する商業用建築物

ただし、当該画像の変化が、一の画像の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限られる（第 IV 部第 1 章参照）。また、建築物に固定した照明器具を点灯させる

ことにより表される模様が変化する場合においても、当該模様の変化に形態的関連性があるものに限られる。

(3) 建築物の意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項

建築物の意匠の願書の記載要件について、改正意匠法第 6 条の規定に則しつつ、図面等の記載要件については、令和元年 5 月以降の出願に適用されている図面等の記載要件の簡素化後の、改正意匠法施行規則及び改訂意匠審査基準の各規定の内容を基礎としつつ、建築物の性質に則したものを、意匠審査基準上に明記すべきではないか。

具体的には、以下の改訂意匠審査基準案のように記載してはどうか。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載」の欄の記載案

建築物の意匠について意匠登録出願する場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄に、建築物の具体的な用途が明確となるものを記載する。

なお、様々な業種のテナントが入る大規模施設など、複合的な用途を持つ建築物については、「意匠に係る物品」の欄に「複合建築物」と記載し、具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明すればよい。

＜単一の棟（構成物）について出願する場合の記載例＞

例：住宅、校舎、体育館、オフィス、ホテル、百貨店、病院、博物館、橋梁、ガスタンク など

＜複数の棟（構成物）について出願する場合の記載例＞

例：学校、商業用建築物 など

＜複合的な用途を持つ建築物の場合の記載例＞

例： 【意匠に係る物品】 複合建築物

【意匠に係る物品の説明】 この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 5.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載」の欄の記載案

「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、建築物の用途を明確にすることができない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、具体的な用途を記載する。

なお、複合的な用途を持つ建築物の場合は、具体的な用途を、「意匠に係る物品の説明」の欄に記載する。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 5.3 「意匠の説明」の欄の記載」の欄の記載案

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、「第Ⅲ部第 1 章 工業上利用することができる意匠 ●.●」を参照されたい。

なお、形状、模様又は色彩が変化する建築物の意匠について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 5.4.1 建築物の意匠の意匠登録出願における図面の記載」の欄の記載案

建築物の意匠の意匠登録出願に添付する図面等の記載要件については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、「第Ⅲ部第 1 章 工業上利用することができる意匠 ●.●」を参照されたい。

建築物の中の一室等のように、「内側」の一部について意匠登録を受けようとする場合、意匠登録を受けようとする部分の形態及び用途と機能の認定に支障が無く、かつ、出願人が建築物全体の形態における、位置、大きさ、範囲がありふれたものであると考える場合には、建築物の外側の開示は不要とする。出願人が意匠登録を受けようとする部分の建築物全体における位置、大きさ、範囲に特徴があると考えられる場合など、必要がある場合は、建築物全体を開示することもできる。審査官は、建築物全体における位置、大きさ、範囲が開示されていない場合は、それらがありふれた範囲内のものであると認定する。

また、複数の棟（構成物）からなる建築物について一意匠として意匠登録を受けようとするものである場合には、それらの位置関係が明らかとなる図を少なくとも一図開示する。

ただし、例えば、橋桁が中央で開閉する可動橋のように、複数の棟（構成物）全てが同一の特定の要素及び機能を果たすために必須のものである場合を除く。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 5.4.2 図の表示」の欄の記載案

図の表示は、物品の意匠の意匠登録出願と同様に、【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】、【底面図】、【○○断面図】、【○○切断部端面図】、【○○拡大図】、【斜視図】、等を用いて記載する。

または、建築図面に用いられる図の表示である【東側立面図】、【西側立面図】、【南側立面図】、【北側立面図】、【屋根伏図】等を用いて記載する。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 5.4.3 図面中に意匠登録を受けようとする意匠以外のものを表す場合」の欄の記載案

建築物の意匠においても、図面中（参考図を除く）には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、物品の意匠の意匠登録出願と同様に、「意匠の説明」において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

（４）建築物の意匠の工業上利用することができる意匠であることの要件

審査官は、建築物の意匠として出願されたものが、以下のいずれかの要件を満たしていない場合は、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないと判断する。

具体的には、以下の改訂意匠審査基準案のように記載してはどうか。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 6.1.1 意匠を構成するものであること」の欄の記載案

意匠法上の意匠を構成するための一般的な要件については、「第Ⅲ部第 1 章 工業上利用することができる意匠（意匠該当性・具体性・工業上の利用可能性）」を参照されたい。

また、建築物の意匠として出願されたものが、意匠法上の建築物の意匠を構成するためには、以下の「（１）意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること」に掲げたいずれの要件も満たすものでなければならない。

（１）意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること

①土地の定着物であること

土地：定着物が固定される地表面のことをいう。なお、平面、斜面等の地形を問わず、海底、湖底等の水底を含む。

定着物：継続的に土地に固定して使用され、任意に動かすことができないものをいう。

②人工構造物であること。土木構造物を含む。

構造物：意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。通常の使用状態において、内部の形態が視認されるものについては、内部の形態も含む（注）。

（注）建築物の内部の一部のみを意匠登録を受けようとする部分としたものも含まれる。通常の使用状態において、視認することのない範囲を除く。

<意匠法上の建築物に該当するものの例>

商業用建築物、住宅、学校、病院、工場、競技場、橋梁、煙突 など

（２）意匠法における建築物に該当しないもの

審査官は、例えば以下の①ないし③のいずれかに該当するものは、意匠法における建築物に該当しないと判断する。

①土地の定着物であることとの要件を満たさないもの

審査官は、例えば以下のものは、土地の定着物であることとの要件を満たさないものと判断する（注）。

＜土地の定着物であることとの要件を満たさないものの例＞

(a) 土地に定着させうるが、動産として取り引きされるもの

例：庭園灯

(b) 一時的に設営される仮設のもの

例：仮設テント

(c) 不動産等の登記の対象となりうるが、動産として取り引きされるもの

例：船舶、航空機、キャンピングカー

（注）ただし、これらに該当するものであっても、意匠法上の物品に該当するものは、物品の意匠として意匠登録の対象となり得る。

※こうした意匠審査基準における定義は、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものである。

②人工構造物であることとの要件を満たさないもの

審査官は、例えば以下のものは人工構造物であることとの要件を満たさないものと判断する。

＜人工構造物であることとの要件を満たさないものの例＞

(a) 人工的なものでないもの（注）

例：自然の山、自然の岩、自然の樹木、自然の河川、自然の滝、自然の砂浜

（注）審査官は、人工的なものでないものであっても、建築物に付随するものであって、建築物自体に固定し、建築物の内外の壁面や屋根等を装飾する素材等として使用した保形性のあるものについては、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。ただし、建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に当該人工的でないもののみが表されている場合は、本要件を満たしていないと判断する。

(b) 人の手が加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの

例 1：自然の地形を利用した以下のもの

スキーゲレンデ、ゴルフコース

例 2：自然物を主たる要素とする庭園

(c) 土地そのもの又は土地を造成したにすぎないもの

(3) 工業上利用することができるものであること

工業上利用することができるとは、工業的技術を利用して同一物を反復して生産し得るということであり、現実には工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 6.1.2 意匠が具体的であること」の欄の記載案

(1) 意匠が具体的であることとの要件

建築物の意匠として意匠登録を受けるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から意匠登録出願の対象が建築物の意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなければならない。

次に、建築物の意匠として出願された意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容が直接的に導き出されなくてはならない。

審査官は、出願された意匠について、以下の①ないし⑤についての具体的な内容を導き出すことができないときは、意匠が具体的でないと判断する。

① 建築物の用途

② 建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合には、当該部分の用途及び機能

③ 建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲ただし、建築物の「内側」の一部について意匠登録を受けようとする場合、意匠登録を受けようとする部分の形態及び用途と機能の認定に支障が無く、かつ、出願人が建築物全体の形態における、位置、大きさ、範囲がありふれたものであると考える場合には、建築物の外側の開示は不要である（詳細については、本章「5.4.1 必要な図」参照。）。

④ 複数の棟（構成物）からなる建築物について一意匠して意匠登録を受けようとするものである場合には、それらの位置関係

⑤ 建築物の形態

願書の記載又は願書に添付した図面等に関する一般的な要件については、「第Ⅲ部第 1 章 工業上利用することができる意匠（意匠該当性・具体性・工業上の利用可能性）●●」を参照されたい。

(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

審査官は、建築物の意匠に係る意匠登録出願の願書又は願書に添付した図面等に、例えば以下のような記載不備があり、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の章の内容を直接的に導き出すことができないときは、意匠が具体的でないと判断する。

<意匠が具体的でないと判断する場合の例>

① 建築物の具体的な用途が明らかでない場合

② 建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠である場合に、当該部分の用途及び機能が明らかでない場合

③ 建築物の意匠として意匠登録を受けようとするものであるか、内装の意匠として意匠登録を受けようとするものであるかが不明な場合

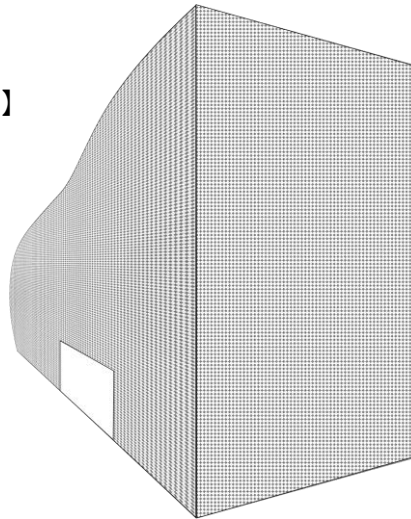
④ 複数の棟（構成物）からなる建築物について一意匠して意匠登録を受けようとするものである場合には、それらの位置関係

- ⑤ 建築物の意匠として意匠登録を受けようとする意匠の具体的な形態が明らかでない場合

【事例】 意匠の具体的な形態が明らかでないものの例

意匠に係る物品：販売店

【斜視図】



（５）建築物の意匠における新規性の要件

審査官は、新規性要件について規定する意匠法第 3 条第 1 項各号の規定の適用については、出願された建築物の意匠が公知の意匠のいずれかの意匠と同一であるか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断（以下、この判断を「類否判断」という。）することにより行う。

新規性要件に関する一般的な判断基準に加えて、建築物の意匠について類否判断を行う場合に、審査官が、特に留意すべき点を記載してはどうか。

具体的には、以下の改訂意匠審査基準案のように記載してはどうか。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 6.2.1 建築物の意匠の類否判断における観察方法」の欄の記載案

建築物の意匠は、人の身体の大きさを大きく超えるものが多いことから、類否判断のための意匠の観察にあたっては、グラウンドレベルからの肉眼による観察を基本としつつ、建築物の特性に応じて、建築物の一部に接近した視点で細部を観察するなど、一の視点に限定することなく、複数の視点から総合的に行う。

また、例えば、店舗用建築物は路面側の面にのみ装飾を施すなど、一部の面に特徴を持たせた創作が行われることがあることから、そのような建築物については、当該面に比重

を置いて観察を行う。他方、電波塔などのタワー状の建築物は四方均等に創作が行われることが多いことから、そのような建築物については、各面を同じ比重で観察する。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 6.2.2 用途及び機能の類否判断」の欄の記載案

(1) 建築物の意匠同士の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠同士の類否判断における、両意匠の用途及び機能の類否判断に際して、審査官は、まず対比する両意匠の意匠に係る物品の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

審査官は、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」のように、人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で、用途及び機能に共通性があるものについては、それらの建築物の用途及び機能は類似すると判断する。

他方、土木構造物については様々な固有の用途を持つものが存在することから、「住宅」等と用途及び機能が類似しないと判断される場合も考えられる。

(2) 建築物と物品の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠と物品の意匠との間の用途及び機能の類否判断についても、(1)と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

よって、例えば、建築物の意匠である「住宅」と、物品の意匠である「組立家屋」

(注)については、土地に定着したものであるか否かとの点において異なるものの、人が居住するために用いるものである点で、その用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

(注)「組立家屋」とは、土地に定着する建築物の意匠と異なり、市場で流通する動産であって、意匠法上の「物品」に該当するもの。

(3) 建築物と内装の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠と内装の意匠との間の用途及び機能の類否判断についても、(1)と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

よって、例えば、建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠と、内装の意匠である「住宅用居間の内装」については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。建

建築物の用途及び機能の類否判断に際して、両建築物の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両建築物の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定し、それらに共通性があれば、両建築物の用途及び機能が類似すると判断する。

例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」のように、人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で、用途及び機能に共通性があるものについては、それらの建築物の用途及び機能は類似すると判断する。

他方、土木構造物については、人が内部で一定時間を過ごすものばかりではないため、「住宅」等と用途及び機能が類似しないと判断される場合も考えられる。

(2) 建築物と物品の用途及び機能の類否判断

建築物と物品の用途及び機能の類否判断についても、(1)と同様に、用途及び機能を認定し、類似するかを判断する。

例えば、建築物の意匠「住宅」と、物品の意匠「組立家屋」については、土地に定着する不動産であるか否かとの点において異なるものの、人が居住する建物として、その用途及び機能に共通性がある。よって、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 6.2.3 建築物の意匠の類否判断事例」の欄の記載案

(1) 用途及び機能が類似する例

① 住宅、病院、レストラン、オフィス

これらにはいずれも、人がその内部に入り、一定時間を過ごすために用いられるものであるという点で、用途及び機能に共通性がある。

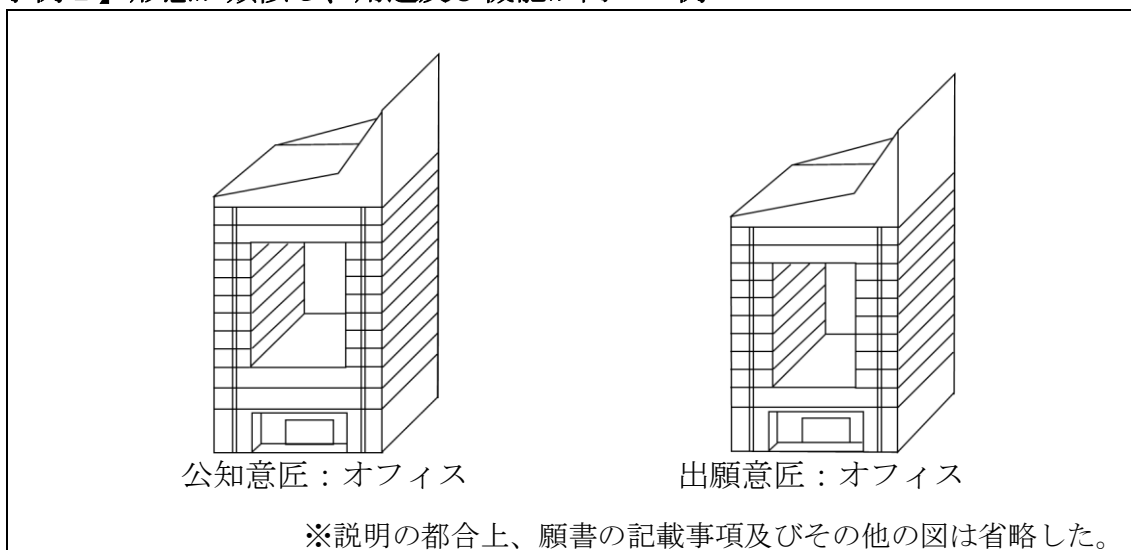
② 鉄道橋と道路橋

(2) 用途及び機能が類似しない例

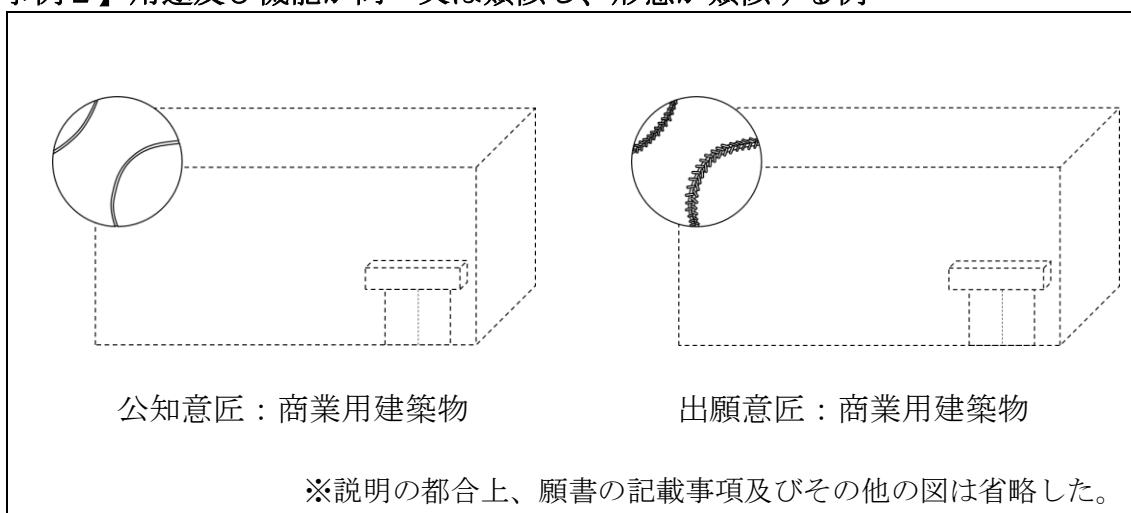
① ガスタンクとホテル

② 橋梁と灯台

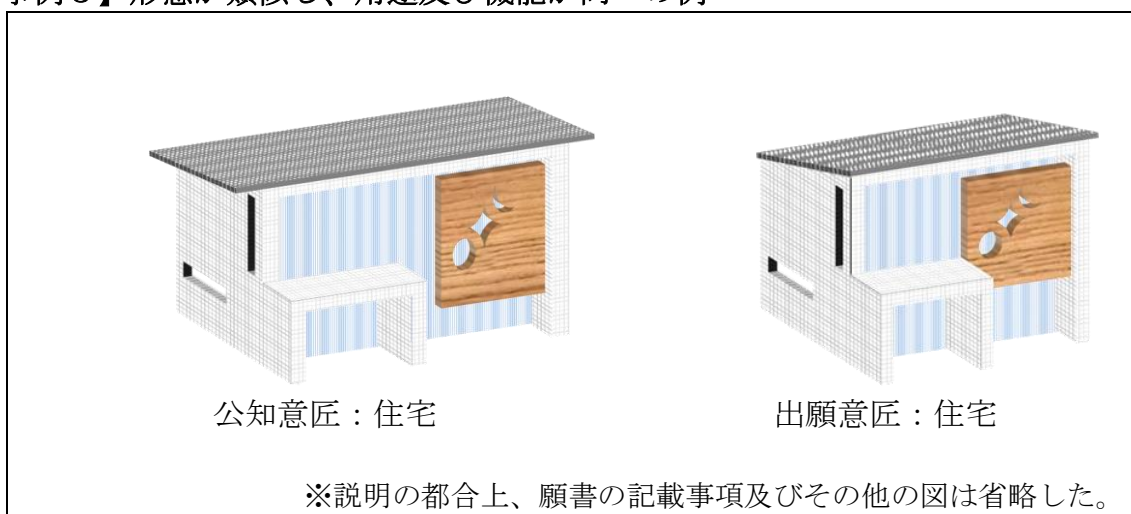
【事例 1】形態が類似し、用途及び機能が同一の例



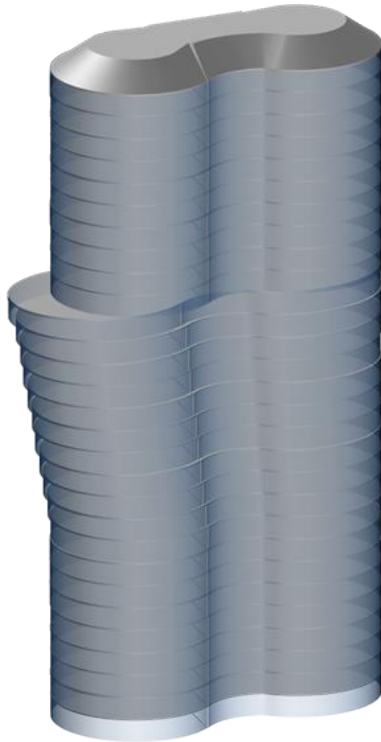
【事例 2】用途及び機能が同一又は類似し、形態が類似する例



【事例 3】形態が類似し、用途及び機能が同一の例



【事例 4】形態が類似し、用途及び機能が同一の例



公知意匠：ホテル



出願意匠：ホテル

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

（５）建築物の意匠における創作非容易性の要件

建築物の意匠の創作非容易性の判断手法については、当意匠審査基準ワーキンググループで検討した「創作非容易性に係る審査基準（案）」の内容を基礎としつつ、建築物の性質に照らした内容のものを、意匠審査基準上に明記するとしてはどうか。

具体的には、以下のように「ありふれた手法」及び「軽微な改変」の例や、創作非容易性の判断事例について、建築物の意匠である場合の例を明記することとしてはどうか。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 6.3.1 ありふれた手法の例」の欄の記載案

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様を基本として創作されたものであると判断した場合、建築物の分野における「ありふれた手法」により創作されたものか否かを検討する。

（a）置き換え

意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。

（b）寄せ集め

複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

（c）一部の構成の単なる削除

意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。

（d）配置の変更

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

（e）構成比率の変更

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

（f）連続する単位の数増減

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

（g）物品等の枠を超えた構成の利用・転用

既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

（h）公知の図に基づいた創作

公知の図を基本として、意匠を表すことをいう。

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 6.3.2 軽微な改変の例」の欄の記載案

審査官は、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様がありふれた手法などによりそのままあらわされているのではなく、それらの構成要素や具体

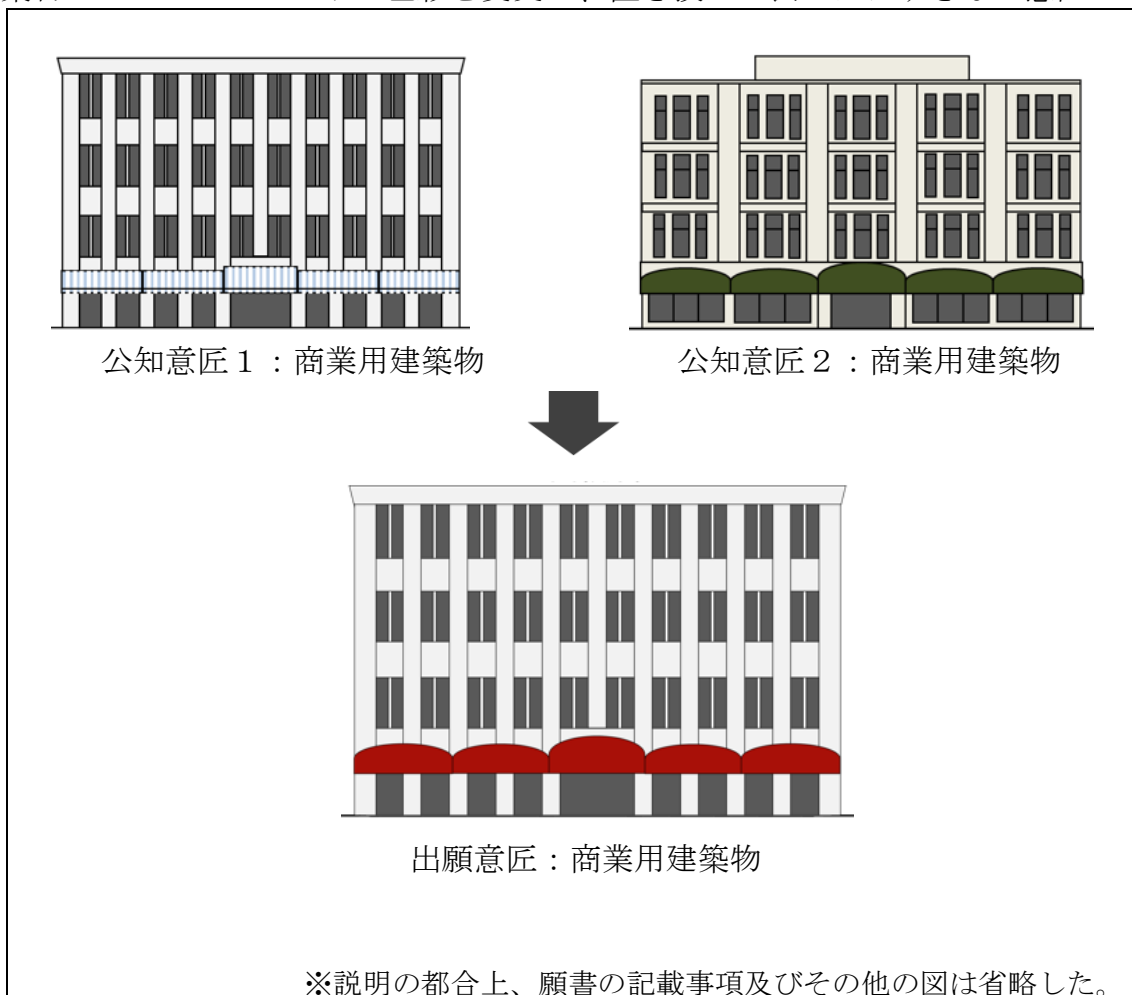
的態様に改変が加えられた上であらわされている場合は、当該改変が、その意匠の属する分野における「軽微な改変」に過ぎないものであるか否かを検討する。

- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色
- (d) 素材の単純な変更
- (e) 屋根の傾斜角の単純な変更

意匠審査基準「第 2 章 建築物の意匠 6.3.3 創作容易な意匠の事例」の欄の記載案

【事例 1】「置き換えの意匠」

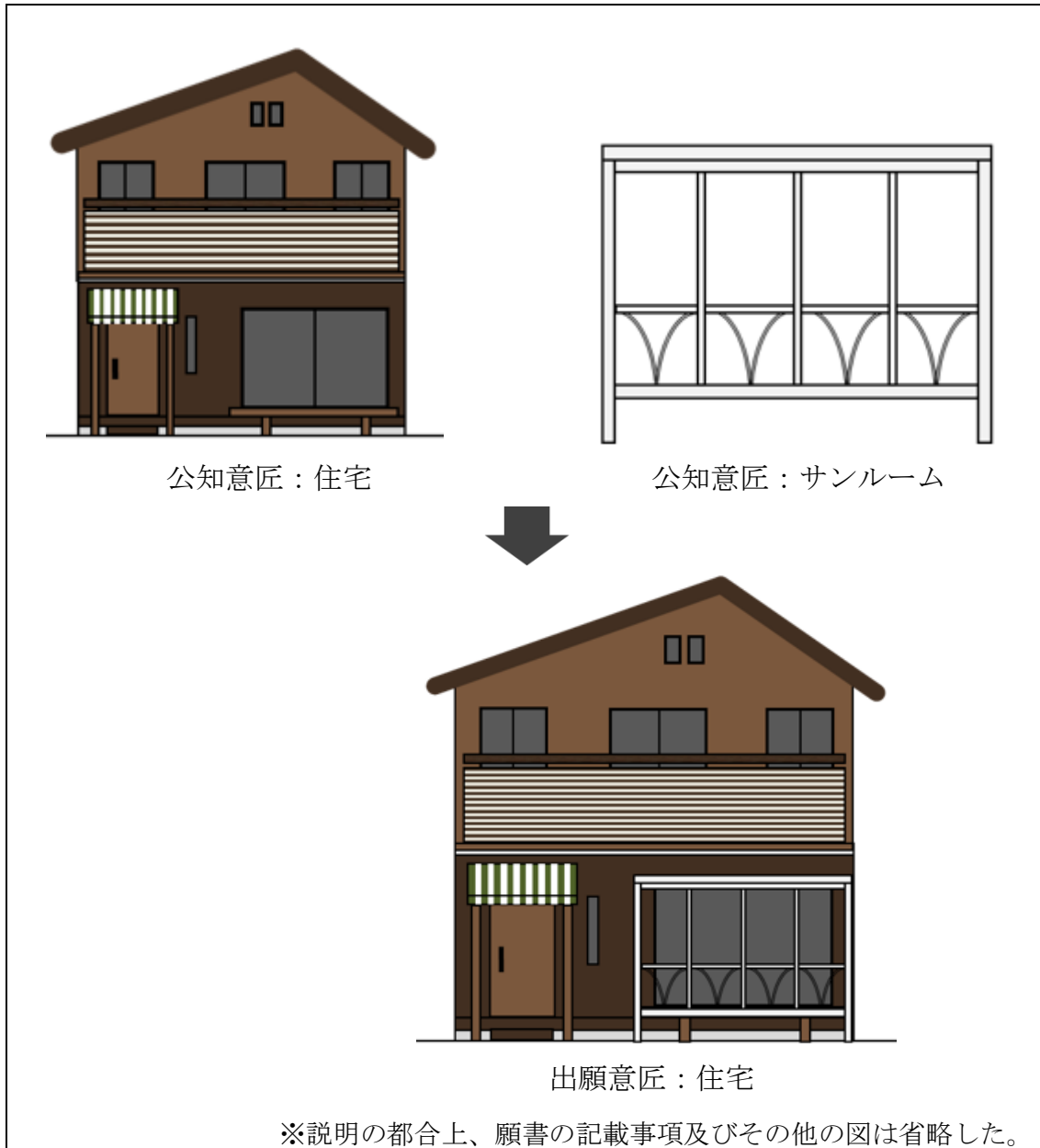
公知の商業用建築物を基本とし、オーニングテントについて、他の公知の商業用建築物のオーニングテントの色彩を変更し、置き換えて表したにすぎない意匠



(注) 本事例は、建築物の分野において、オーニングテントを置き換えることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 2】「寄せ集めの意匠」

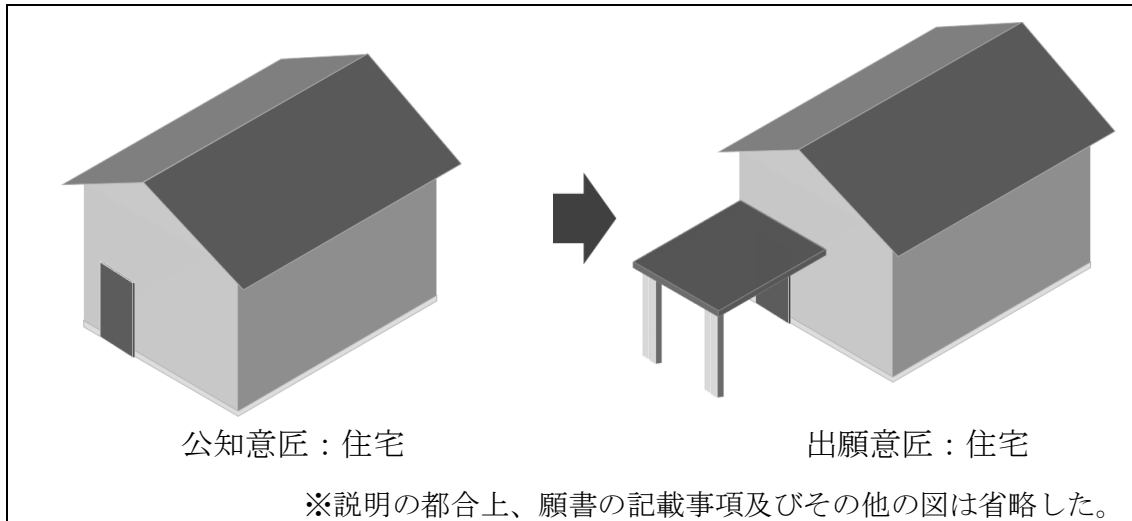
公知の住宅とサンルームを寄せ集めて表したにすぎない意匠



(注) 本事例は、建築物の分野において、住宅とサンルームを寄せ集めて表すことがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。また、その配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、それを考慮する。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 3】「一部の構成の単なる削除の意匠」

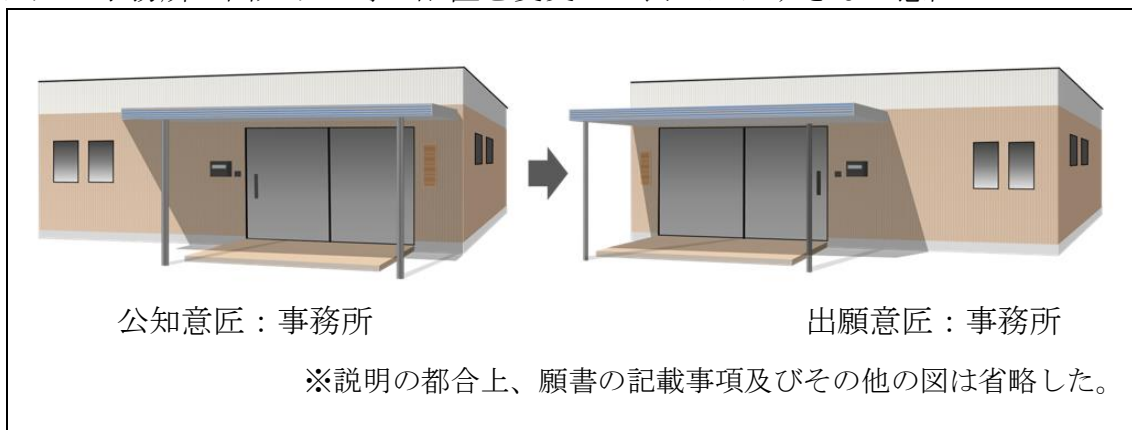
公知の住宅の玄関庇を削除して表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、建築物の分野において、玄関庇を削除することがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 4】「配置の変更の意匠」

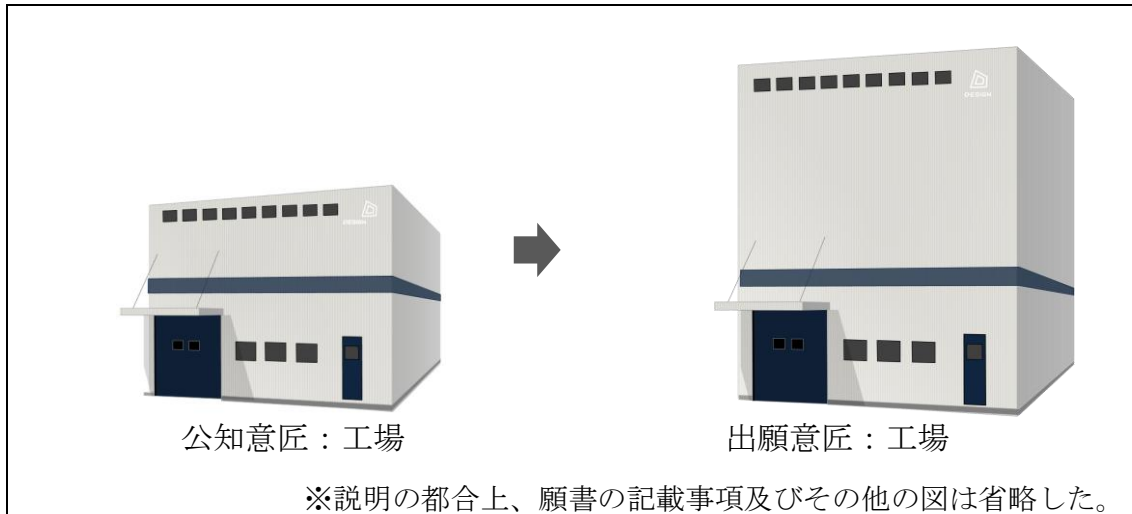
公知の事務所の出入り口等の配置を変更して表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、建築物の分野において、出入り口等の配置を変更することがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。また、その配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、それを考慮する。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 5】「構成比率の変更の意匠」

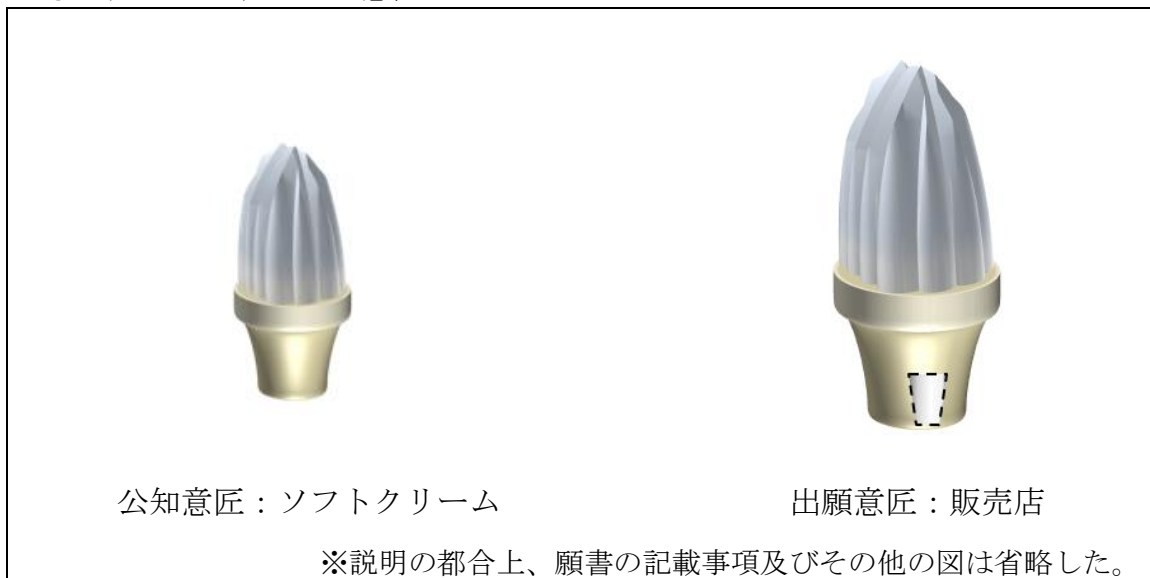
公知の工場の幅と高さの構成比率を変更して表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、建築物の分野において、幅と高さの構成比率を変更することがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 6】「物品等の枠を超えた構成の利用・転用の意匠」

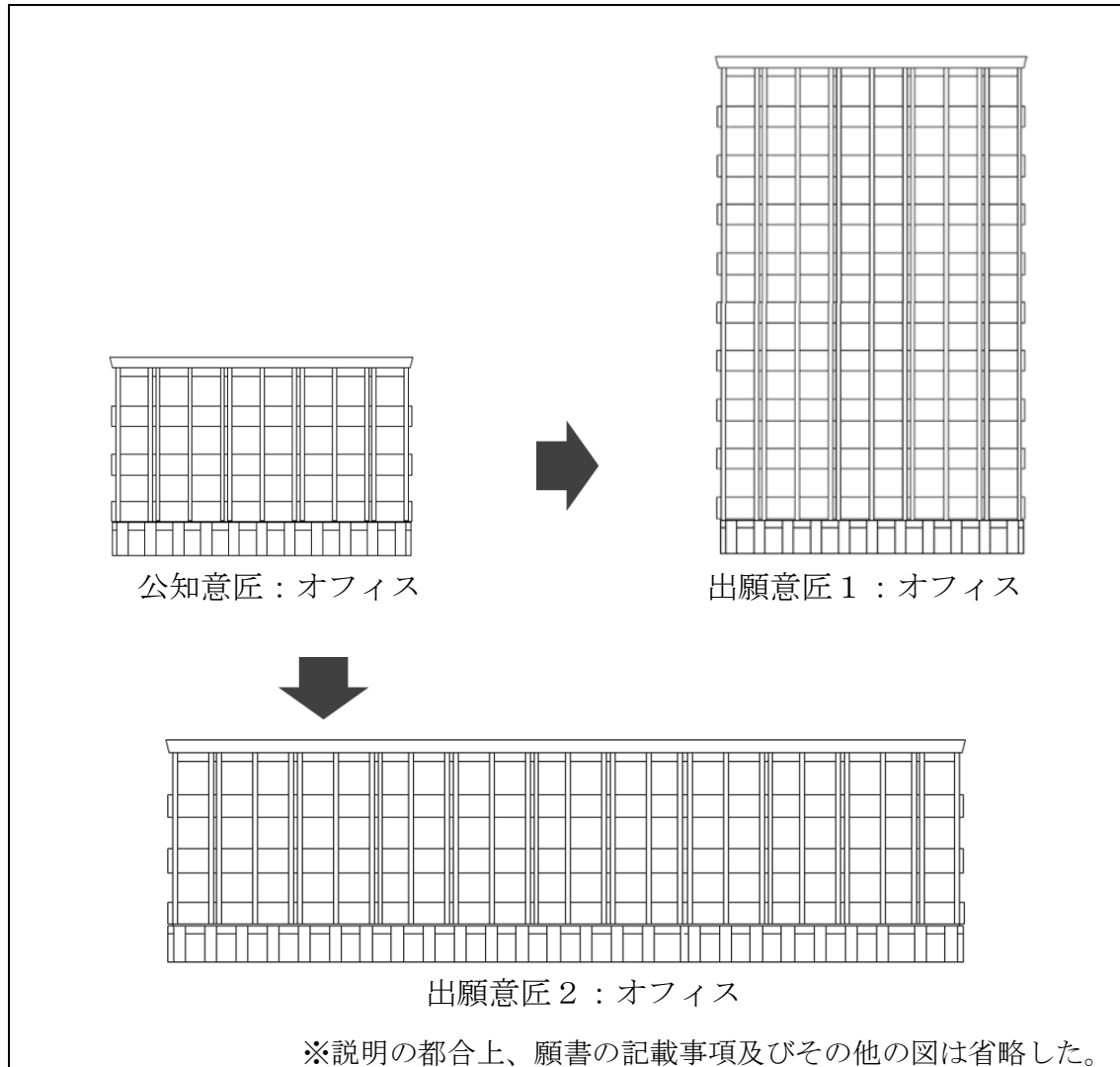
公然知られたソフトクリームの形状をほとんどそのまま販売店用建築物の形状としたもの表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、建築物の分野において、公然知られたソフトクリームの形状をほとんどそのまま販売店用建築物の形状とすることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。また、食品の形状を建築物の形状に模することが、商慣行上行われていると仮定している。

【事例 7】「連続する単位の増減の意匠」

公知のオフィスの階数や幅を増やして表したにすぎない意匠



(注) 本事例は、建築物の分野において、オフィスの階数や幅を増やして表すことがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。